

あなたが利用した、

新型コロナウイルス感染症に伴う 生活福祉資金特例貸付

に関するご案内です

1 償還免除の申請・手続き

- ・借受人と世帯主が両方「令和5年度(2023年度)住民税非課税(住民税を支払う必要がない)」であれば、「償還免除(返す必要がなくなる)」の手続きをすることができます。
 - ・借りた資金によって、償還免除の対象となる範囲が異なります。
 - ・償還免除の対象になる人は「貸付金償還免除申請書²」を書いて、必要な書類と一緒に送ってください。
- ① 「緊急小口資金等特例貸付の償還免除について¹」をよく読んで、償還免除申請をしてください
 - ② 償還免除申請の締め切りは、令和5年(2023年)8月31日(当日消印有効)です

2 対象となる資金

- ①令和6年(2024年)1月から償還が始まる資金
 - ・総合支援資金(初回貸付)(1か月目～3か月目)の借入期間を延長する(続けて利用する)「延長貸付」(4か月目～6か月目)
 - ・令和4年(2022年)4月1日以降に申請をした、緊急小口資金と総合支援資金(初回貸付)
- ②すでに償還が始まっている緊急小口資金と総合支援資金(初回貸付)

3 同封されている書類

- ① 緊急小口資金等特例貸付の償還免除について
- ② 緊急小口資金等の特例貸付に係る貸付金償還免除申請書
- ③ 返信用封筒

4 問い合わせ先

東京都社会福祉協議会 特例貸付事務センター

<https://www.tcsw.tvac.or.jp/activity/coronatokurei.html>

【受付時間】 平日9:30～17:30

【電話番号】 050-3668-5012

※外国語(英語・中国語・韓国語・ネパール語・タガログ語・ベトナム語・ミャンマー語)でのお問い合わせにも対応できます。



しながた 新型コロナウイルス感染症に伴う特例貸付

とうきょうとしゃかいふくしきょうぎかい しながたころなういる すかねんしょうともな とくれいかしつけ きんきゅうこぐちしきん そうごうしえんしきん
東京都社会福祉協議会から「新型コロナウイルス感染症に伴う特例貸付(緊急小口資金、総合支援資金)」
のかねかかひと かねかえむづかひとよ
お金を借りた人で、お金を返すことが難しい人は、よく読んでください。

しょうかんめんじよ かねかえ もうこ
「償還免除(お金を返さなくてもいい)」の申し込みができるかもしれません。
※返さなくてもいいかねがいくらになるかは、あなたがいつかねかか かねかきんきゅうこぐちしきん
借りたかねが緊急小口資金か、
そうごうしえんしきん ちが わ どうきょうとしゃかいふくしきょうぎかいとくれいかしつけじむせんたー
総合支援資金かなどで違います。分からないときは、「東京都社会福祉協議会特例貸付事務センター」に聞
いてください。

1 「償還免除(お金を返さなくてもいい)」の申し込みができる人

もうこ
申し込みができる人は、「あなた(借りた人)」と「あなた(借りた人)のせたいぬし かぞく だいひょう ねんど
世帯主(家族の代表)」が2023年度に
じゅうみんぜいひ かぜい す ぼしよ やくしよ はら ぜいぎん えん ひと
「住民税非課税(住んでいる場所の役所に払う税金が0円)」の人です。

しょうかんめんじよ かねかえ ひと もうこ
→「償還免除(お金を返さなくてもいい)」ができる人は、申し込みをします。

- 申し込みができる時：2023年8月31日までに申し込みの封筒が郵便局に着かなければなりません。
- 「緊急小口資金等特例貸付の償還免除について①」をよく読んで、「償還免除(お金を返さなくてもいい)」の申し込みをしてください。
- 「貸付金償還免除申請書②」を書いて、申し込みに必要な紙と一緒に③の封筒に入れて送ります。

2 「償還免除(お金を返さなくてもいい)」の申し込みができるお金

- ①2024年1月から償還(お金を返すこと)が始まるお金
 - ・総合支援資金の初回貸付(初めて借りること)のあとに、延長貸付(借りる期間を長くすること)をしたかね
 - ・2022年4月1日よりあとに申し込んだ緊急小口資金と総合支援資金の初回貸付(初めて借りること)のお金
- ②償還(お金を返すこと)を始めている緊急小口資金と総合支援資金の初回貸付(初めて借りること)のお金

3 封筒に入っている紙

- ①緊急小口資金等特例貸付の償還免除について
- ②緊急小口資金等の特例貸付に係る貸付金償還免除申請書(申し込みの紙)
- ③返信用封筒(あなたが紙を送るための封筒)

4 分からないことがあるとき

とうきょうとしゃかいふくしきょうぎかいとくれいかしつけじむせんたー
東京都社会福祉協議会特例貸付事務センター

【FAQ】 <https://www.tcsw.tvac.or.jp/activity/coronatokurei.html>

【時間】 月曜日から金曜日 / 午前9時30分から午後5時30分まで

【電話】 050-3668-5012

※日本語・英語・中国語・韓国語・ネパール語・タガログ語・ベトナム語・ミャンマー語で話すことができます。

